（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第二十一条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二十七条

二　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条

（構造改革特別区域法等の一部改正）

第二十二条　次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。

一　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十九条

二　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第三十条

三　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第六十九条

四　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十七条第三項

五　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第三十九条

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第二十三条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第八項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第六十三条中「第二条第八項第四号及び第五号」を「第二条第八項第五号から第七号まで」に改める。

（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正）

第二十四条　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条」を加える。

（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五条第一項中「指定公共機関（以下この項及び第八条において」を「指定公共機関（以下」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に、「。次条において同じ。）は」を「は」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。次条において「地方防災会議等」という。）」に改め、「協議会」の下に「（次条において「石油コンビナート等防災本部等」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（指定公共機関等への援助）

第五条の二　国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第六条第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第八条第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十条及び第十一条第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第二十二条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。

（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正）

第二十六条　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁

第五十二条中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第二十七条　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

第二十九条第一号中「第二条第一項第四号若しくは第五号」を「第二条第一項第五号から第七号まで」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第二十八条　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第五十六条第三項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二十九条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第四項中「内閣府令（告示を含む。）・主務省令」を「内閣府令（告示を含む。）・防災庁令（告示を含む。）・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四条第一項及び第六条第一項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。